

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年1月30日

【会社名】 株式会社エイチ・アイ・エス

【英訳名】 H.I.S. Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 社長執行役員
グループ最高経営責任者 澤田 秀雄

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号

【電話番号】 03(6388)0707

【事務連絡者氏名】 取締役 常務執行役員 織田 正幸

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号(住友不動産新宿オークタワー)

【電話番号】 03(6388)0707

【事務連絡者氏名】 取締役 常務執行役員 織田 正幸

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当
(発行価額の総額) 548,753,200円
(発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額)
3,329,545,800円

(注) 1. 本募集は、2020年1月29日開催の当社取締役会決議に基づき、ストック・オプションの付与を目的として、新株予約権を発行するものです。

2. 発行価額の総額及び発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、2020年1月20日現在の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基礎として算出された見込み額です。

3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行なわれない場合及び新株予約権者がその権利を喪失した場合並びに当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2020年1月30日に有価証券報告書及び臨時報告書を提出いたしました。それに伴い、2020年1月29日に提出した有価証券届出書の記載のうち、当該有価証券報告書及び臨時報告書を参照書類に追加し、あわせてこれに関連する事項を訂正するとともに、上記有価証券届出書の添付書類のうち、「第39期事業年度(2018年11月1日から2019年10月31日まで)の業績の概要」を削除し、「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」を訂正するため、また「取締役会議事録」の記載事項の一部に訂正事項があったためこれを差替えるため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の削除)

第39期事業年度(2018年11月1日から2019年10月31日まで)の業績の概要

(添付書類の訂正・再提出)

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移
取締役会議事録

3【訂正箇所】

訂正箇所は、_____ 野で示しています。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

(訂正前)

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第38期(自 2017年11月1日 至 2018年10月31日) 2019年1月28日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第39期第1四半期(自 2018年11月1日 至 2019年1月31日) 2019年3月5日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第39期第2四半期(自 2019年2月1日 至 2019年4月30日) 2019年6月11日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第39期第3四半期(自 2019年5月1日 至 2019年7月31日) 2019年9月13日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2020年1月29日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年1月28日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2020年1月29日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2019年2月28日に関東財務局長に提出

7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2020年1月29日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2019年9月27日に関東財務局長に提出

8【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2020年1月29日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2019年9月27日に関東財務局長に提出

9【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2020年1月29日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づく臨時報告書を2019年12月12日に関東財務局長に提出

(訂正後)

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第39期(自 2018年11月1日 至 2019年10月31日) 2020年1月30日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2020年1月30日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年1月30日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2020年1月29日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

(訂正後)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2020年1月30日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。